

特例講習による
技能検定
学科試験免除・説明書

平成22年10月末日までに実務経験を少しでもお持ちの方で、 「標準レベル」キャリア・コンサルタント資格をお持ちの方へ

特例講習は受講前に3年間の実務経験がないと受けられないと思いませんか？

◆技能検定試験での特例措置による学科試験免除の申請ができます<但し、期限があります>◆

- キャリア・コンサルティング技能士は、国による各種雇用施策（求職者支援訓練、ジョブカード制度、緊急雇用対策、若年自律支援など）やキャリア教育、企業内キャリア支援などを下支えし、社会の隅々にキャリア・コンサルティングを推進する活動を始めています。
- 国、第三者機関、組織はキャリア・コンサルティング技能士への期待を寄せています。
- このキャリア・コンサルティング技能士に一番近いところにいるのが、「標準レベル」キャリア・コンサルタント資格（＝厚生労働省指定試験機関における能力評価試験合格者）を持たれる方々で、全国で約28,000名おられます。
- この「標準レベル」の方に対して学科試験免除で技能検定を受検できる特例措置として、「特例講習の受講・修了」があります。
- この特例措置は平成25年度末までに実施される技能検定試験で有効です。
- キャリア・コンサルティング協議会はこの制度を利用できる資格を持つ方々への告知を進めて、多くの方がキャリア・コンサルティング技能検定を受検していただくよう推進しています。
- なるべく早めに「特例講習」を受講・修了され、学科試験免除で技能検定の受検をお勧めいたします。

ご注意:

2級キャリア・コンサルティング技能検定を受検するためには、「標準レベル」キャリア・コンサルタント資格を持つ方は、受検申請段階で3年以上の実務経験が必要です。

また、「標準レベル」資格を持つ方に対する特例措置による学科試験免除申請は、平成25年12月実施（予定）の試験まで有効です。

【特例講習による技能検定の学科試験免除申請の期限に関するお知らせ】

- 標準レベル資格(民間資格)をお持ちの方は、「特例講習」の修了により、2級キャリア・コンサルティング技能検定試験において学科試験免除を申請することができます。ただし、この特例措置は平成26年3月までに実施される技能検定試験で有効となっています(実際には平成25年12月実施予定の試験が最終となります)
- したがって、平成25年12月に行われる予定の検定試験の受検申請の締切日である平成25年10月(予定)時点の申請が有効となります。この試験以降の学科試験免除申請はできません。
- 一方、標準レベル資格者が技能検定を受検できる条件は「実務経験3年以上」ですから、受検申請時点でこれが満たされていないと、受検そのものができません。
- 平成25年9月末日(予定)の時点で実務経験が通算3年に満たない場合は、受検できる時期が学科試験免除の期限を過ぎてしまうことから、たとえ特例講習を修了していたとしても、学科試験免除を活用することはできなくなります(受検資格を満たした以降の試験で学科試験から受検していただくこととなりますからご注意ください)。
(平成22年10月末日までに、実務経験をお持ちで、その後、継続的に実務経験を積みまれますと、平成25年10月(予定)の受検申請時期までに実務経験を通算3年間積むことができますので、受検申請と同時に特例講習による学科試験免除申請が間に合います)

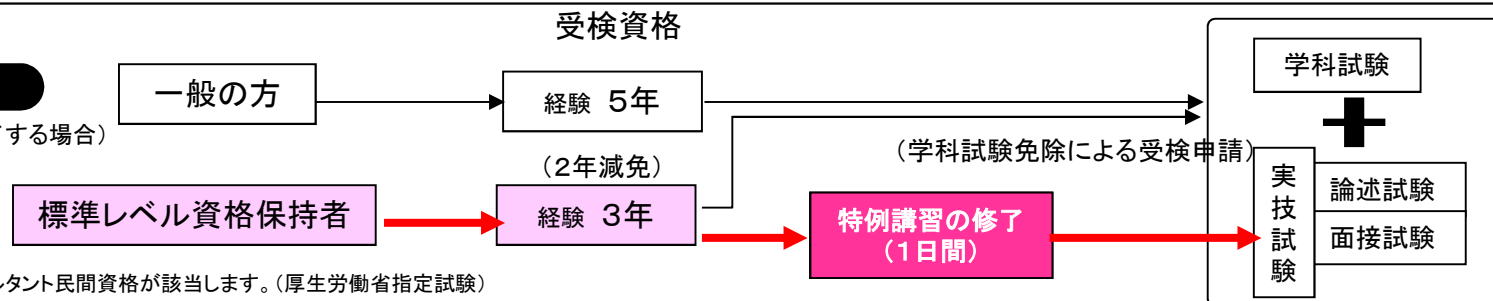
標準レベル資格を持つ人は、なるべく早く特例講習を受講して、学科試験免除をキープしましょう。

技能検定受検資格にある「キャリア・コンサルティング経験3年」は標準レベルの民間資格を取得してからの経験に限らず、過去の経験も通算できます。したがって、標準レベルの資格を保有する方は、なるべく早く特例講習を修了しておき、検定受検に関わる煩雑さを軽減しておくことをお勧めします。なお「特例講習」は「経験3年」に関係なく、いつでも受講できます。

特例講習の修了と学科試験免除申請のタイミング

1. 一般的なステップ

(受検申請の前に特例講習を修了する場合)

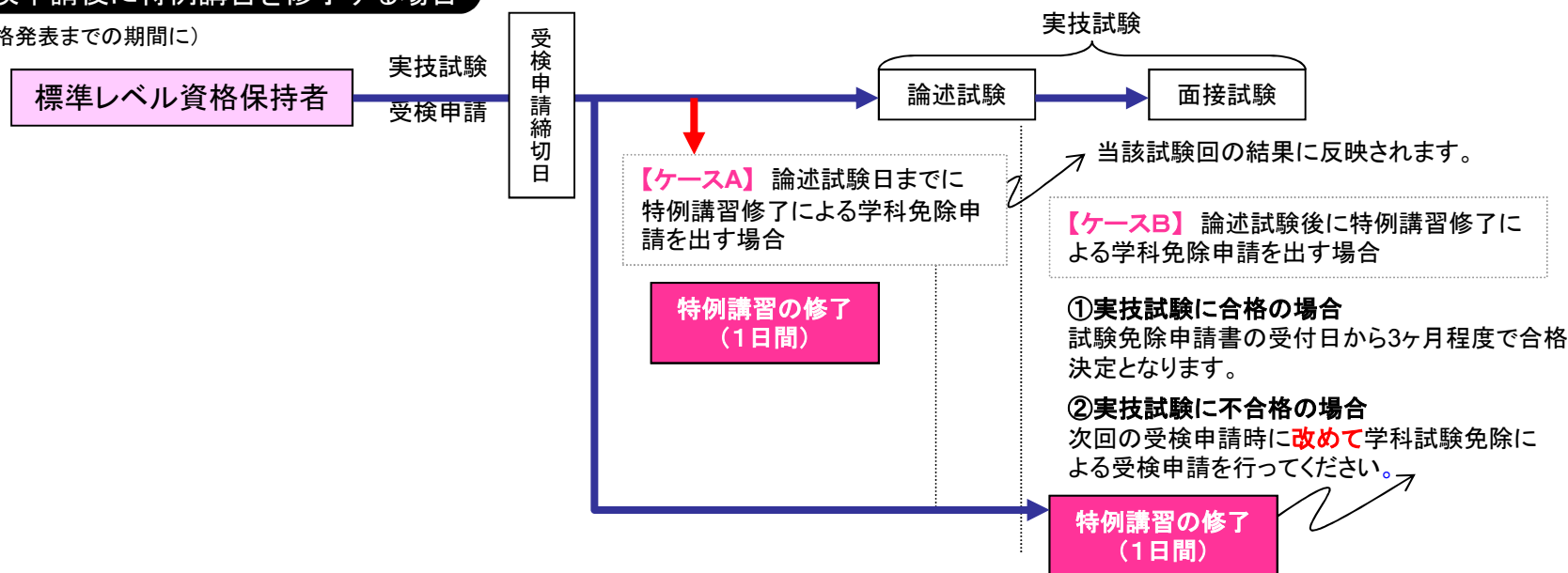


以下の団体のキャリア・コンサルタント民間資格が該当します。(厚生労働省指定試験)

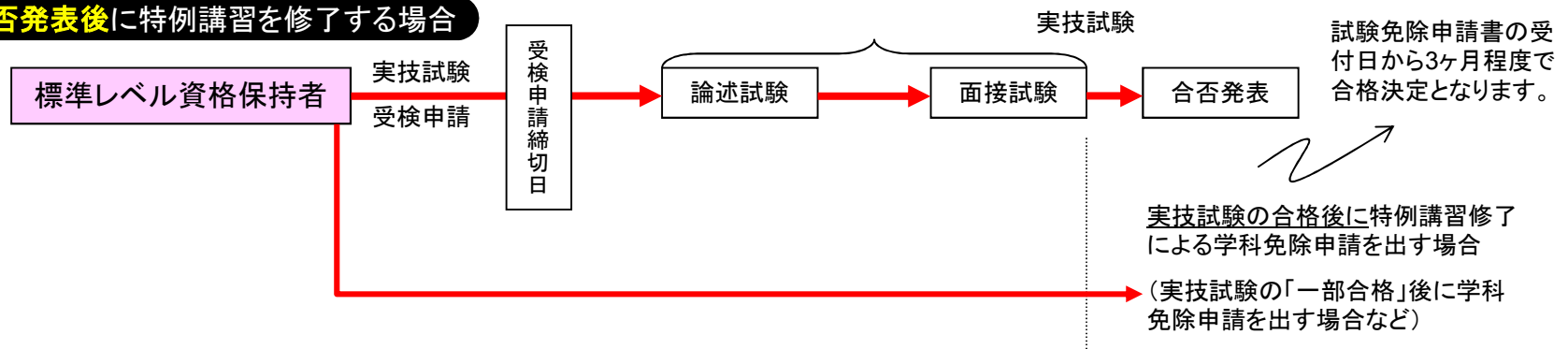
- ① ICDS ② NPO生涯学習 ③ 関西カウンセリングセンター ④ キャリアカウンセリング協会 ⑤ 日本生産性本部 ⑥ テクノファ ⑦ 日本キャリア開発協会 ⑧ 日本キャリア・マネジメント・カウンセラー協会 ⑨ 日本産業カウンセラー協会 ⑩ テンプスタッフ・ドレーク・ヒーム・モリン ⑪ 雇用・能力開発機構(総合評価350点以上) ⑫ 人材開発協会 ⑬ フルキャスト(HR総研) ⑭ 日本経済団体連合会 ⑮ その他、お問い合わせください。

2. 受検申請後に特例講習を修了する場合

(合格発表までの期間に)

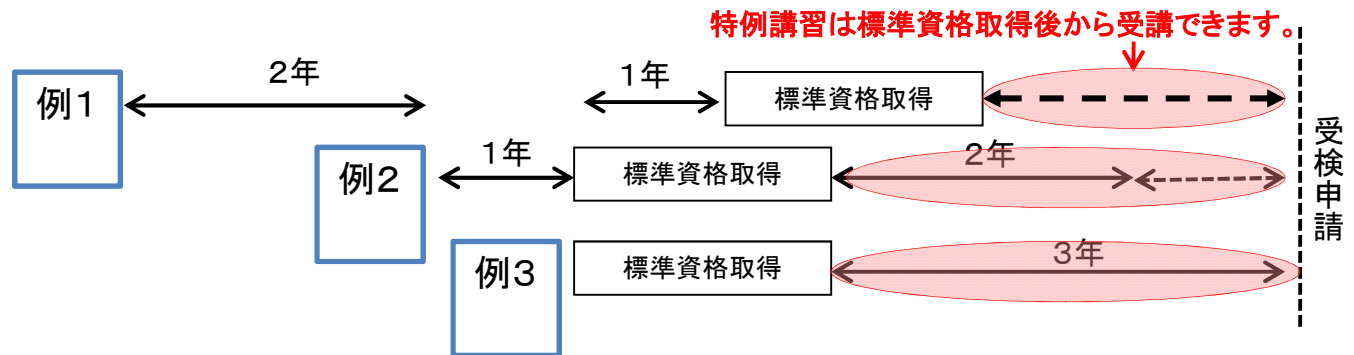


3. 合否発表後に特例講習を修了する場合

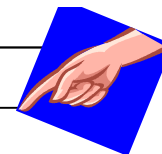


特例講習の修了
(1日間)

経験3年の計算



技能検定受検タイミング(平成24年1月時点での予定)



※キャリア・コンサルティング技能検定の実施・日程等は、毎年、厚生労働大臣の承認を受けて決定されますので、ここに記した今後の実施・日程等は全て「予定」です。

| | 平成22年 3月 | 平成23年 3月 | 平成24年 3月 現在 | 平成25年 3月 | 平成26年 3月 |
|---|---|--------------|-------------------|--------------|--------------|
| | 前期試験 後期試験 | 前期試験 後期試験 | 前期試験 後期試験 | 前期試験 後期試験 | 前期試験 後期試験 |
| | | | | | |
| 現在、すでに通算経験3年に満ちている場合。いつでも受検可能。 | <p>いつでも検定受検可。いつでも特例講習受講可。</p> | | | | |
| 今は経験3年に満ちていないが、過去とこれからの経験の通算で平成25年後期検定申請までに3年经验できる場合。 (平成22年10月末日までに実務経験がある場合) | <p>経験が3年に満ちた時点で受検できる。 特例講習の修了は、受検まぎわより、早めにしておいたほうが検定に集中できる。</p> | | | | |
| 経験がないのでこれから経験を始め、3年に満ちるのを待って技能検定を受検しようとする場合。 (平成22年9月末日までに全く実務経験がない場合) | <p>特例講習による学科試験免除申請期限を越えてからの受検申請となるので、特例講習を修了しても学科免除申請できない。通算3年を経た時点で学科試験から受検していただく。</p> <p>1年 2年</p> <p>※特例期限までの受検は不可</p> | | | | |
| | <p>平成26年3月末までに実施される技能検定において適用となっている。実質は平成25年後期検定試験がリミットとなる。</p> | | | | |

2011年12月15日文責大関



キャリア・コンサルティング技能検定受検に関する案内はこちらの書籍にも掲載されています。

「2級キャリア・コンサルティング技能検定 ～過去問題の解説と論述試験と実技試験の受検の手引き～」

編集・発行：特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会
 サイズ：A5判 モノクロ／256ページ 定 価：(本体2,200円+税)

詳細・お申込みはこちら⇒ <http://www.career-cc.org/blog/?p=647>